

大学院博士後期課程準備プロジェクトチーム設置要綱

（ 令和 3 年 1 0 月 6 日
細 則 2 9 号 ）

改正 令和 3 年 1 2 月 2 2 日細則第 3 9 号

（設置及び目的）

第 1 条 この要綱は、長崎県立大学学長統括プロジェクトチーム設置規程第 2 条の規定に基づき、大学院博士後期課程開設を円滑に進めることを目的とし、大学院博士後期課程準備プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 PTは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学院博士後期課程の入試に関すること。
- (2) 大学院博士後期課程の広報に関すること。
- (3) その他、大学院博士後期課程等の開設に向けて必要なこと。

（構成員）

第 3 条 PTの構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 研究科長
 - (4) 専攻準備委員長
 - (5) 専攻副準備委員長
 - (6) 大学事務局長
 - (7) シーボルト校事務局長
 - (8) 学生支援部長
 - (9) 学長が指名する者
- 2 PTのリーダーは、学長とする。
- 3 第 1 項第 4 号及び第 5 号の専攻準備委員長、専攻副準備委員長は学長が指名する者
- 4 オブザーバーとして、関係する教員及び職員を参加させることができる。

（設置期間）

第 4 条 PTの設置期間は、第 1 条に掲げる目的が達成されるまでとする。

（会議）

第 5 条 会議は必要に応じ、リーダーが召集し、リーダーは会議の進行を務める。

- 2 リーダーは、必要に応じ、構成員以外の者（外部有識者を含む）に対し会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（専攻準備委員会の設置）

第 6 条 リーダーは、第 2 条の業務を遂行するため、専任教員で構成する専攻準備委員会を設置するものとする。

- 2 専攻準備委員会に関しては、別に定めるものとする。
- 3 専攻準備委員会での検討事項については、PT会議に報告するものとする。

追加 [令和3年細則第39号]

(ワーキンググループの設置)

第7条 リーダーは、第1条の業務を遂行するため、必要に応じてワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。

- 2 WGの構成員は、別に定めるものとする。
- 3 WGでの検討事項については、PT会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 PTの庶務は、大学事務局企画広報課及び学生支援部学生支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和3年10月6日細則第29号)

この要綱は、令和3年10月6日から施行する。

附 則 (令和3年12月22日細則第39号)

この要綱は、令和3年12月22日から施行する。